

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内での新規開業等を支援することにより、本市産業の振興に資するため、市と別表第1に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が提携して実施する、中小企業開業資金（以下「資金」という。）の貸付制度について、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 資金の貸付けを受けることのできる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者であること。
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(貸付条件)

第3条 資金の貸付けの条件は、別表第3に定めるところによる。

(借入申し込み)

第4条 貸付けを受けようとする者は、借入申込書兼調査書（別記様式第1号）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長の審査を経て、希望する取扱金融機関に申し込むものとする。

(資金の貸付)

第5条 借入れ申し込みを受けた取扱金融機関は、貸付けを適当と認めたときは、第3条の貸付条件に基づき、資金の貸付けをするものとする。

(貸付資金)

第6条 市長は、前条の貸付資金として、取扱金融機関に対し予算の範囲内の額を預託する。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に3.0倍を乗じた金額以上の額を融資するものとする。

(利子補給)

第7条 市長は、別表第2の創業関連保証を利用する者のうち特定創業支援枠により同資金の融資を実行した取扱金融機関に対し、融資実行日から36か月後の応当日までの貸付利子相当額を利子補給するものとする。

- 2 融資を実行した取扱金融機関は、利子補給金計算書（別記様式第2号）により利子補給額を算定し、利子補給請求書（別記様式第3号）を4月1日から9月30日分は10月10日までに、10月1日から3月31日分は4月10日までに、市長へ提出しなければならない。

- 3 市長は、請求書を受領した月の翌月末日までに、利子補給金を取扱金融機関へ振り込まなければならない。

(利子補給の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給を行わないものとする。

- (1) 借入金の返済がないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 資金借受者が償還を延納した場合において、取扱金融機関が新潟県信用保証協会に対し代位弁済の請求をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないとき。

(報告)

第9条 取扱金融機関は、毎月の貸付状況について貸付状況報告書により市長に報告するものとする。

(損失の補償)

第10条 貸付けによって生じる損失は、取扱金融機関の負担とする。

(融資決定の取消し)

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第2条第2号に該当しないと認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。
- この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。
- この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。
- この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成2年1月4日から施行する。
- この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成2年10月15日から施行する。
- この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成3年11月15日から施行する。
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成4年11月19日から施行する。
- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成5年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成5年12月1日から施行する。
- この要綱は、平成6年1月4日から施行する。
- この要綱は、平成7年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成7年9月11日から施行する。
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年6月18日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

別表第1（第1条関係）

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟県信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第2条関係）

<p>一般開業する者</p>	<p>適切かつ確実な事業計画を持ち，これを実施すると認められる者で，次に掲げる要件の全てを満たしているもの</p> <p>(1) 資金の貸付を受けようとする者（法人にあつては，当該法人の代表者）が職歴を2年以上有する者で，市内において開業するもの又は融資申込時点で，開業して1年未満のものであること。</p> <p>(2) 過去3年以内に不渡り又は倒産の事故がない者であること。</p> <p>(3) 既に納期を経過した市税を完納している者であること。</p> <p>(4) 開業する業種は，中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する保険対象業種であること。</p> <p>この場合において，許認可を要する業種については，許認可を受けていること。</p>
<p>新潟県信用保証協会の創業関連保証を利用する者</p>	<p>既に納期を経過した市税を完納した者であつて，次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であつて，貸付実行後1か月（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6か月）以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であつて貸付実行後2か月（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6か月）以内に新たに会社を設立し，当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>(3) 融資申込時点で，開業して1年（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6か月）未満のもの</p>

備考1 表中の「特定創業支援枠」とは，創業関連保証により中小企業開業資金を利用する者のうち，新潟市が認定を受けた創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業の支援を受け，同市が発行する証明書を有する創業者を対象とする制度のことをいう。（別表第3及び別表第4において同じ。）

2 表中の「融資申込時点」とは，別記様式第1号「新潟市中小企業開業資金借入申込書兼調査書」を本市へ提出した時点のことをいう。

別表第3 (第3条関係)

申請区分	一般開業	①創業関連保証 ②創業関連保証 (特定創業支援枠※)
使 途	運転資金及び設備資金 (新会社設立の資本取得は対象外)	
貸付限度	1,000万円	① 3,000万円 ② 2,000万円 3,000万円まで併用可。
貸付利率	償還期間が60か月以内のもの 年1.95パーセント 償還期間が60か月を超えるもの 年2.15パーセント ※特定創業支援枠の場合 償還期間が60か月以内のもの 年1.90パーセント 償還期間が60か月を超えるもの 年2.10パーセント	
償還期間	120か月以内 (据置24か月以内)	
返済方法	原則として月賦	原則として月賦 (均等分割返済)
保証人担保	金融機関の定めるところによる	物的担保及び第三者保証人は徴求しない 原則として、法人代表者を除いては、保証人を徴求しない
信用保証	信用保証協会の保証付き	信用保証協会の保証付き

別表第4 (第4条関係)

申請区分	添付書類
一般開業 創業関連保証 (特定創業支援枠※)	①市税の納税証明書 (新潟市の制度提出用) ②見積書 (設備資金として利用する場合) ③認定特定創業支援等事業を受けたことを証する、市が発行する証明書 (特定創業支援枠の場合) ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書



新潟市中小企業開業資金 借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)	フリガナ		⑧ (該当する□に チェックして ください)	制度区分	<input type="checkbox"/> 01 一般開業
	フリガナ			<input type="checkbox"/> 02 創業関連	<input type="checkbox"/> 03 特定創業支援枠
② 法人名又は 商号名称	フリガナ		⑩ 資金区分	<input type="checkbox"/> 01 運転 <input type="checkbox"/> 02 設備 <input type="checkbox"/> 03 運転設備	
	フリガナ			⑨ 申込金額	円 (運転資金 円) (設備資金 円)
③ 氏名 (代表者名)	(TEL)	印	⑪ 借入期間	か月	
			⑫ 資金用途		
④ 開業地	新潟市 区		⑬ 借入(予定)日	年 月 日	
⑤ 開業(予定)日	年 月 日 <small>※個人事業主：開業届に記載した(または記載予定の)開業日 ※法人：登記簿上の会社成立の年月日(または予定日)</small>		⑭ 申込金融機関 ・支店名		
⑥ 開業する事業 の業種			⑮ 利用状況 (今回申し込む 制度について)	<input type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方	
⑦ 事業の内容 (目的、セール スポイント、取 扱品目など)				<input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方	
			<input type="checkbox"/> 03 再借 以前利用したことがあるが全額償還済みの方		
<p>この申込書は 3 部必要です。 すべての申込書に押印してください。 添付書類(様式下部参照)は1部必要です。</p>					

委任状	左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。	記
(受任者) 取扱金融機関名	(委任者) 住所	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の 受領に関する事項
職氏名	商号・氏名	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項
		<input type="checkbox"/> その他 ()

金融機関処理報告欄	
取扱金融機関 支店名	01 元金均等 ・ 02 元利均等
貸付状況	年 月 日から返済開始
貸付金額	毎月 円 × 回 円 (a)
貸付利率	その他 { 初回に 円 } (b)
貸付期間	{ 期日に 円 }
信用保証	返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
有	貸付否決又は減額理由・連絡事項
	担当者名 TEL

添付書類

- 納税証明書(新潟市制度用)
- 暴力団等に関する誓約書兼同意書
- 見積書の写し(設備資金の場合のみ)
- 認定特定創業支援等事業を受けたことを証する、本市が発行する証明書(特定創業支援枠のみ)

利子補給金計算書

金融機関名：

本・支店名：

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

融資名称	中小企業開業資金 （特定創業支援枠）
制度金利	

①

①×制度金利

貸付内容	期 間	日数	制度金利による計算元金	①×制度金利 利子補給額
貸付日	～			
年 月 日	～			
最終償還日	～			
年 月 日	～			
貸付金額	～			
円	～			
合 計				

新潟市融資制度貸付金に関する利子補給請求書

(あて先)
新潟市長

下記のとおり請求します。

年 月 日

金 額	百			千			円

但し、中小企業開業資金（特定創業支援枠）

年 月から 年 月分 利子補給金として

所在地
法人名
代表者名

(担当者名： _____ 電話番号： _____)

支払方法 口座振込

下記口座へ振込み下さい。
銀行名（本・支店名まで記入してください。）

_____ 本店・支店 / 本店・支店コード _____

口座番号 普通
 当座 No. _____
 別段

(フリガナ)
口座名義

摘 要